

兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託

入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 入札書
- ⑤ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑥ 委任状
- ⑦ 辞退届
- ⑧ 入札の注意事項

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県立鳴尾高等学校長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____

職・氏名： _____

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____

電話： _____

氏名： _____

FAX： _____

入札説明書

兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名
兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託
- (2) 業務の内容等
仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (4) 業務場所
兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号 兵庫県立鳴尾高等学校

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出入局物品管理課電話 (078) 341-7711 内線 75794
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して令和8年2月24日（火）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県立鳴尾高等学校（兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号）
担当 事務室：大西（おおにし）
電話 (0798) 47-1324 FAX (0798) 47-1326
- (2) 参加申込みの期間
令和8年2月17日（火）から2月24日（火）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」

という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。

イ 前出2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面(審査窓口の受付印が押印された申請書等)を令和8年2月24日(火)午後4時までに上記申込場所に提出すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月27日(金)までに入札参加申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定形長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月2日(月)まで

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年3月5日(木)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、令和8年2月17日(火)から2月24日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

(2) 受付場所

兵庫県立鳴尾高等学校(兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号)

担当 事務室:大西(おおにし)

電話(0798)47-1324 FAX(0798)47-1326

電子メール:Naruo_hs@pref.hyogo.lg.jp

(3) 提出方法

(ア) 質問書を持参、郵送、FAX 又は電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者

の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)により提出すること。

(イ) 電子メールによる発信にあたっては、パスワード付き圧縮ファイル (ZIP 形式) とし、パスワードは別のメールで通知すること。

(ウ) 電子データは、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックをしたものであること。

(4) 質問への回答

回答書は、令和8年2月27日(金)午後4時までに入札参加者にFAXで通知するとともに、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年2月27日(金)から3月4日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所

上記(2)に同じ

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県立鳴尾高等学校 事務室

(2) 日時 令和8年3月6日(月)午後2時

(3) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

8 入札書の提出方法

(1) 郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下、「郵便等」という。)による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札事項名」、「初度入札」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和8年3月6日(金)午後0時までに下記の場所に必着すること。

兵庫県立鳴尾高等学校 担当:大西

〒663-8182 兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号

ただし、入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者は、開札の日時までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(注)初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行する。再度入札書については、別途提出を求める。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書はFAXや電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とする。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月5日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結する場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年3月5日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札希望金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

また、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第84条第1項第3号に該当）は入札保証金を免除する。この場合、「過去の契約実績に関する申出書」を提出し、令和8年3月2日（月）午後4時までに承認を得ること。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし保険会社との間に兵庫県立鳴尾高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

また、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（財務規則第100条第1項第3項に該当）は、契約保証金を免除する。

この場合、「様式8（第8の16関係）誓約書」を提出し、契約締結日までに承認を得なければならない。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が令和8年3月5日（木）午後4時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和8年3月5日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年4月1日（水）以降を終期とする入札保証保険に加入すること。所定の日時まで提出されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者
- (10) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止す

る。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押印し、令和8年4月1日（水）までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) (2)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (6) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア暴力団及び暴力団員でないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (4) 入札書、委任状、入札辞退届、見積書

20 入札事務担当

兵庫県立鳴尾高等学校（兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号）
担当 事務室：大西（おおにし）
電話（0798）47-1324 FAX（0798）47-1326
電子メール：Naruo_hs@pref.hyogo.lg.jp

機械警備業務仕様書

1. 対象物件 兵庫県立鳴尾高等学校 (以下「甲」という。)
西宮市学文殿町2丁目1番60号
2. 委託期間 令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日
機器の設置は事前準備として令和8年3月31日までに先行い、令和8年4月1日から稼働できるよう設定すること。
3. 使用回線 警備システムの通信回線は、事業者によりモバイル機器を設置し信号を送出すること。
4. 業務の種類 ① 防犯サービス
② 火災監視サービス
5. 業務提供時間 毎日 17:00 ~ 07:15 甲の休日は終日とする。
ただし、火災監視サービスについては終日とする。
6. 業務の内容 ①添付図面に示すとおり、対象物件に設置された警報機器によって伝達される「異常」の有無を監視し、「異常」に対して定めるところに従って対処する。
②上記目的のため、「異常」を受信して、これを示す機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務時間中管制担当員を定め、対象物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。
7. 報告の義務 業務実施時間中に、対象物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。
8. 警報機器等 ①警報機器はすべてレンタルとする。
②警報機器の種類、個数、設置場所は基本的には添付図面によるものとする。
③現在設置されている、甲の所有する電気錠を取り替えてもよいこととする。ただし、取り替える場合は、レンタルとし、委託料に含まれるものとする。
④セキュリティーレベルは、現状同等以上とする。
9. 経費の支払い 甲は、毎月末までの正当な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。
10. その他 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については、必要の都度、協議のうえ、文書にて取り決めるものとする。

(防犯サービス)

- ① 警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視並びに、侵入異常を受信したときにおける緊急対処及び警察機関への通報を行うものとする。
- ② 異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めたときは、警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに、事態の拡大防止のため必要な措置をとるものとする。
- ③ 鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）対象物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とする。

(火災監視サービス)

- ① 終日、警報機器または甲の機器によって感知される対象物件にかかる火災異常の監視並びに火災異常を受信したときにおける緊急対処及び消防機関への通報を行う。
- ② 異常情報を受信したときは、遅滞なく対象物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を対象物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。
- ③ 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または防犯サービスも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を対象物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。

見積に関する留意事項

1. 委託契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
2. 入札書の金額は、委託契約期間に相当する、月額を記入して下さい。
なお、入札書の内容は、入札説明書に従い、記入して下さい。
3. 現在設置されている、県が所有する機器（電気錠・鍵収納ボックス）を取替えてもよいこととします。
なお、この場合、新機器は県の買取ではなく、レンタルとします。
4. 上記3の場合、見積金額は、警備料に機器及び機器設置費を含めて下さい。
5. 現在設置されている、県が所有する買取機器を使用する場合、見積金額は、警備料を記入して下さい。

6. 警備対象は、以下のとおりです。

ブロック本体	事務室・校長室
ブロック ①	西会議室・職員室・東会議室・本館1Fコンピュータ室・進路指導室
ブロック ②	北館1F化学教室・化学準備室
ブロック ③	北館3Fコンピュータ室、北館2F228教室
ブロック ④	本館4F多目的教室
ブロック ⑤	北館2F生物準備室内薬品庫

7. 電気錠の箇所

本館1F西出入口	電気錠本体、電気錠操作盤
北館1F西出入口	〃

8. 鍵収納ボックスの箇所

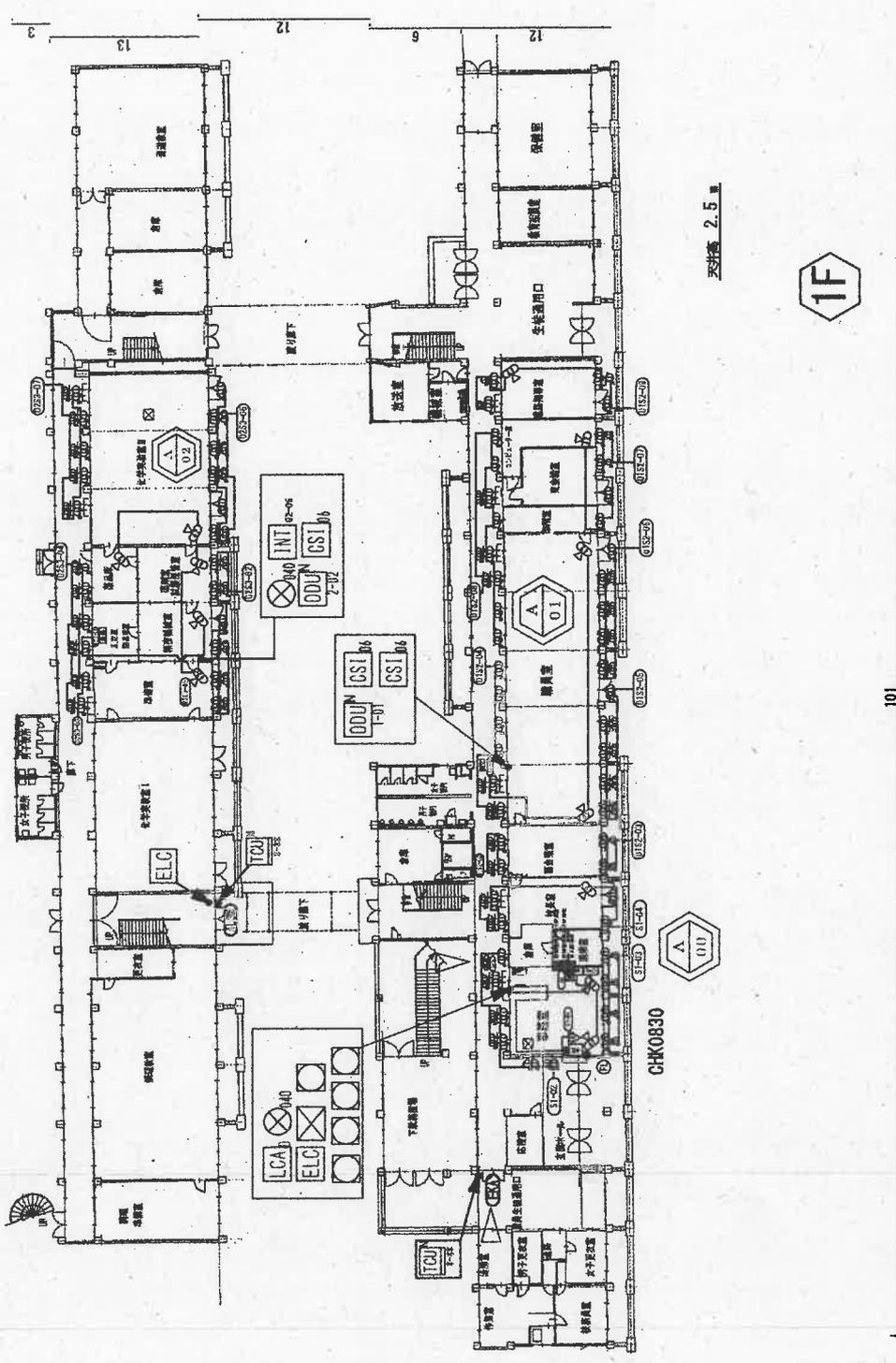
事務室出入口外付	事務室の鍵とICカードが収納できること。
----------	----------------------

切手ドット

- 0253-01 化学環境学専攻
- 0253-02 化学環境学専攻
- 0253-03 化学環境学専攻
- 0253-04 化学環境学専攻
- 0253-05 化学環境学専攻
- 0253-06 化学環境学専攻
- 0253-07 化学環境学専攻
- 0253-08 化学環境学専攻
- 0253-09 化学環境学専攻
- 0253-10 化学環境学専攻
- 0253-11 化学環境学専攻
- 0253-12 化学環境学専攻
- 0253-13 化学環境学専攻
- 0253-14 化学環境学専攻
- 0253-15 化学環境学専攻

- 0192-01 工学部
- 0192-02 工学部
- 0192-03 工学部
- 0192-04 工学部
- 0192-05 工学部
- 0192-06 工学部
- 0192-07 工学部
- 0192-08 工学部
- 0192-09 工学部
- 0192-10 工学部
- 0192-11 工学部
- 0192-12 工学部
- 0192-13 工学部
- 0192-14 工学部
- 0192-15 工学部

- 0192-16 工学部
- 0192-17 工学部
- 0192-18 工学部
- 0192-19 工学部
- 0192-20 工学部
- 0192-21 工学部
- 0192-22 工学部
- 0192-23 工学部
- 0192-24 工学部
- 0192-25 工学部
- 0192-26 工学部
- 0192-27 工学部
- 0192-28 工学部
- 0192-29 工学部
- 0192-30 工学部



天井高 2.5 m

天井高 2.5 m

1F

101

CHK0830

正面玄関

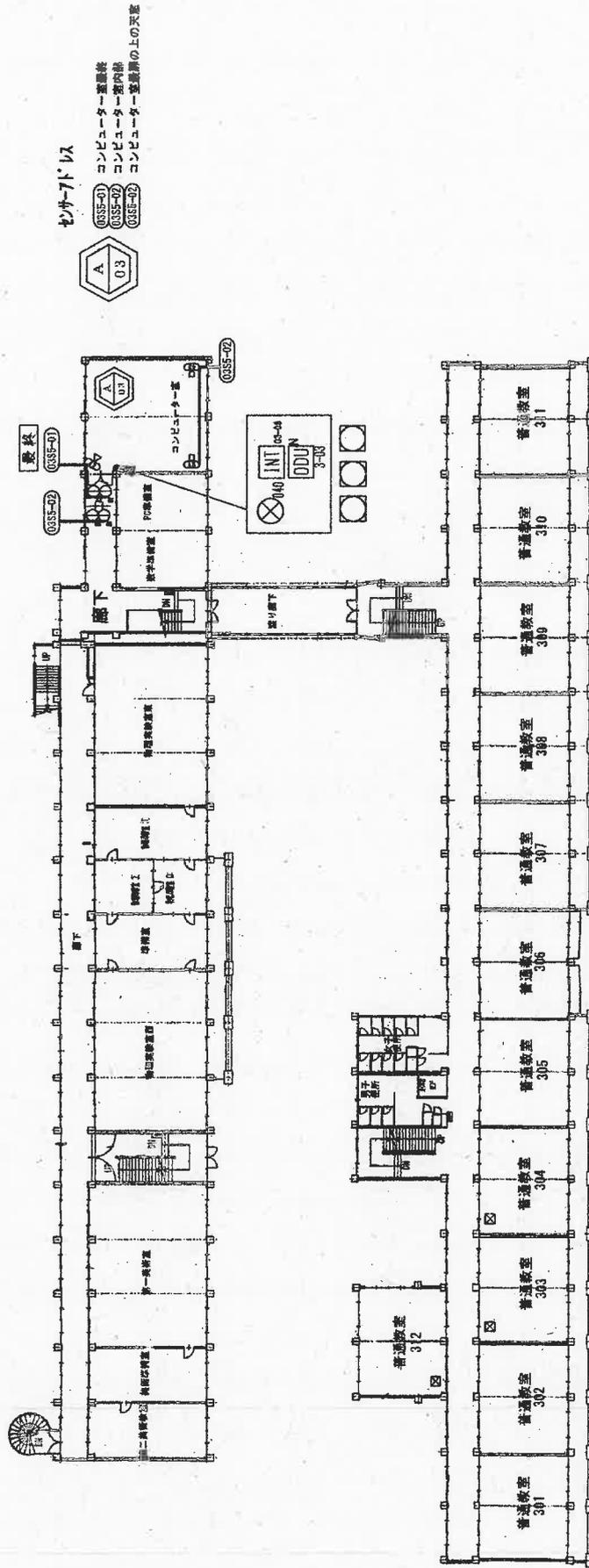
学生会館

備考

方位

作成者	作成年月日
確認者	
校印	

図面 2.5



サーバードラ

- 035F-01 コンピューター室
- 035F-02 コンピューター室
- 035F-03 コンピューター室
- 035F-04 コンピューター室

A 93

3F

図名	3F 普通教室等配置図
図番	035F-01
作成者	
作成年月日	

備考

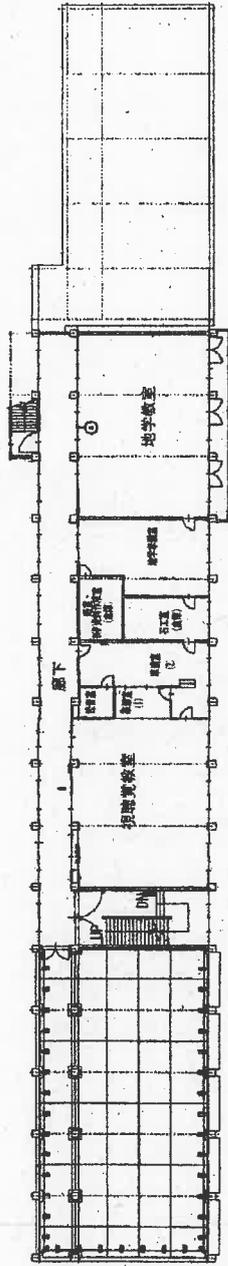
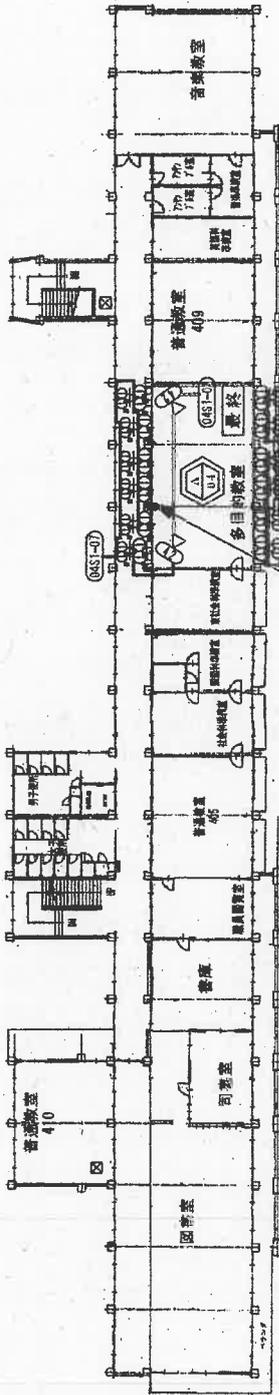


図 2.5.5

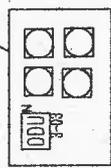


センサー・リス



- (AS-10) 多目的教室用
- (AS-11) 多目的教室用
- (AS-12) 多目的教室用
- (AS-13) 多目的教室用
- (AS-14) 多目的教室用
- (AS-15) 多目的教室用
- (AS-16) 多目的教室用
- (AS-17) 多目的教室用
- (AS-18) 多目的教室用
- (AS-19) 多目的教室用
- (AS-20) 多目的教室用
- (AS-21) 多目的教室用
- (AS-22) 多目的教室用
- (AS-23) 多目的教室用
- (AS-24) 多目的教室用
- (AS-25) 多目的教室用
- (AS-26) 多目的教室用
- (AS-27) 多目的教室用
- (AS-28) 多目的教室用
- (AS-29) 多目的教室用
- (AS-30) 多目的教室用

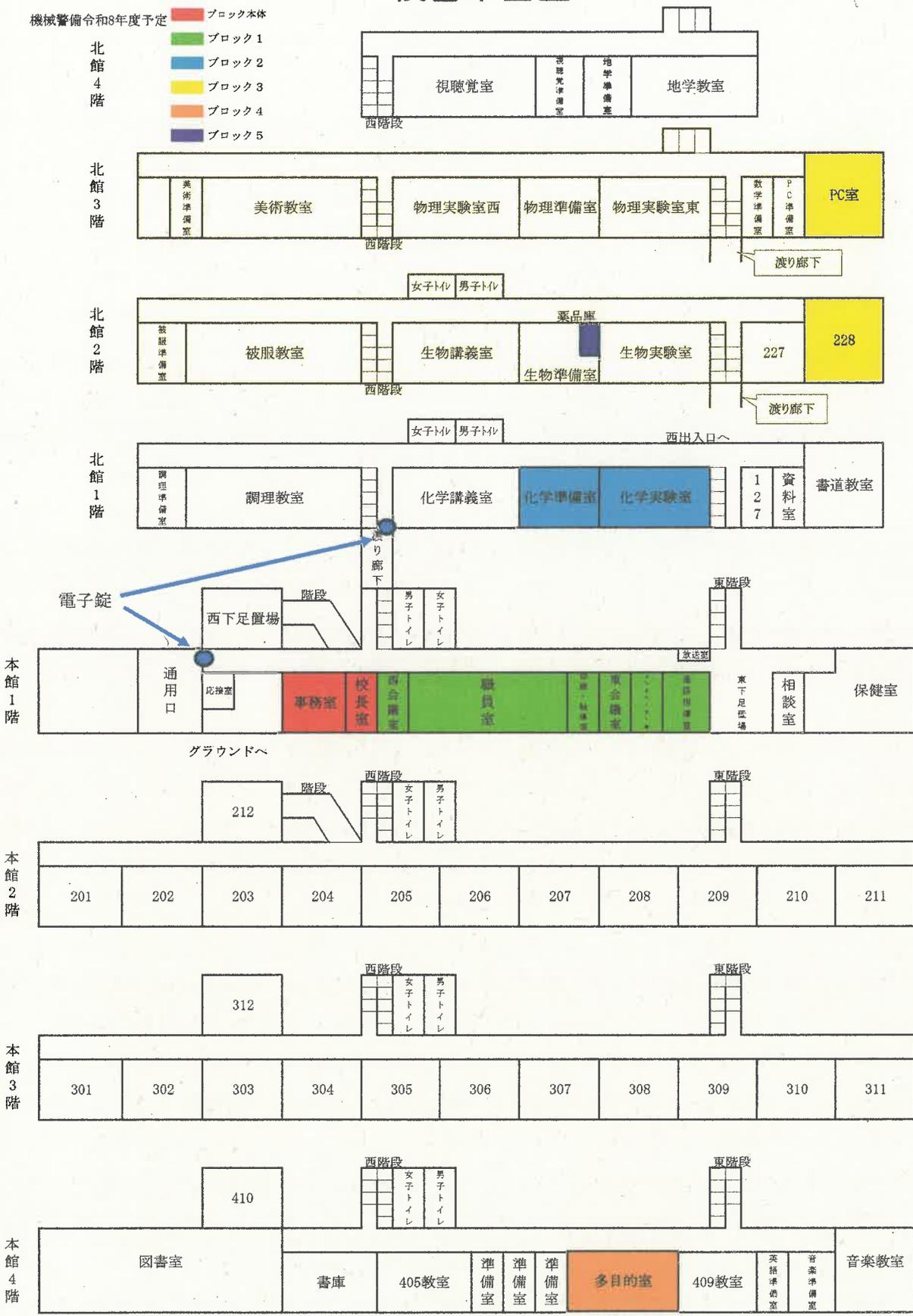
4F



図名	図名	作成者	作成年月日
	4F		2011
図例	図例	作成者	作成年月日
	4F		2011
備考	備考	作成者	作成年月日
	4F		2011

校舎平面図

- 機械警備令和8年度予定
- ブロック本体
 - ブロック 1
 - ブロック 2
 - ブロック 3
 - ブロック 4
 - ブロック 5



入札書

件名 兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託

入札金額 (月額) ¥ _____
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

業務場所 兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号 兵庫県立鳴尾高等学校

上記の件名については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立鳴尾高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であることをお届けします。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

入札書

件名 兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託

入札金額 (月額) ¥
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

業務場所 兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号 兵庫県立鳴尾高等学校

上記の件名については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立鳴尾高等学校長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であることを届け出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者（代理人が入札する場合は代理人）が所属する部署
のものを記載ください。

入札書【再入札用】

件名 兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託

入札金額 (月額) ¥ _____
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

業務場所 兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号 兵庫県立鳴尾高等学校

上記の件名については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立鳴尾高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であることをお届けします。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

見 積 書

件 名 兵庫県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託

入札金額 (月額) ¥ _____
(消費税及び地方消費税相当額を除く)

業務場所 兵庫県西宮市学文殿町2丁目1番60号 兵庫県立鳴尾高等学校

上記の件名については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

ただし、この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じるものとします。

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立鳴尾高等学校長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

当社 課税事業者
なお は、消費税に係る であることを届け出ます。
私 免税事業者

(注) 課税事業者・免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

執 行 者 立 会 人
確 認 書 類

※上記太枠内は記入しないでください。

委 任 状

入札公告されている 県立鳴尾高等学校 機械警備業務委託 案件について、
私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏 名

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県立鳴尾高等学校長 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《受任者連絡先》

部 署 名 : _____

職 ・ 氏 名 : _____

電 話 : _____

入 札 辞 退 届

件 名 県立鳴尾高等学校機械警備業務委託

上記の工事について、入札通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和8年 月 日

契約担当者

兵庫県立鳴尾高等学校長 切 原 賀 子 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

メールアドレス

入札の注意事項

1 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書について【期限:令和8年2月24日(火)】

- (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (2) 代表者ではなく代理人が権限を行使する場合は、権限を行使する者を参加申込書に記入してください。
- (3) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しを提出してください。

2 入札書について【期限:令和8年3月6日(金)午後0時】

- (1) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (2) 代表者もしくは参加申込書又は委任状で届け出のあった者以外が入札権限を行使するときは入札書の受領ができませんのでご注意ください。
- (3) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- (4) 入札金額を訂正した入札書は無効となります。
- (5) 初度入札に付し、予定価格を超過していた場合、再度入札へ移行します。再度入札書については、別途提出を求めます。

3 見積書について

- (1) 入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。
- (2) 押印は不要ですが、所在地、商号又は名称、代表者、電話番号、メールアドレスを明記してください。
- (3) FAX や電子メール(「一般競争入札参加申込書」の担当者の連絡先として届け出たメールアドレスからの発信に限る)による提出も可とします。

5 消費税及び地方消費税(相当額)について

入札書には、消費税及び地方消費税(相当額)は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税(相当額)は契約の段階で加算します。

令和 年 月 日

契約担当者

県立鳴尾高等学校長様

過去の契約実績に関する申出書

所在地.....

商号又は名称.....

代表者職氏名.....

電話番号.....

E-mail

入札保証金を免除いただくため、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号に規定する過去の契約実績について、下記のとおり申し出ます。

記

1 入札保証金の免除を受ける業務委託の件名

県立鳴尾高等学校機械警備業務委託

2 過去の契約実績

契約の相手方	契約の件名	契約日	契約金額（円）	履行期間

（記載にあたっての注意事項）

- 国（公社、公団を含む）及び地方公共団体（公社等を含む）の入札案件に係る契約実績を記入すること。ただし、民間企業との契約実績は対象外とする。
- 対象となる契約実績は、業務委託契約実績とする。なお、契約金額は、契約期間（履行期間）を通じた全額（月額×履行期間の月数）を記入すること。
- 契約実績は、過去 2 年以内の案件（1 件）を記載すること。
- 記入した契約実績に係る契約書及び仕様書の写しを提出すること。
- 当該免除の認定結果は、入札参加申込者に通知する「一般競争入札参加資格確認通知書」に記載する。

※ 契約の際には、下記条項が含まれることをご承知おきください。

(契約の解除)

甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。

(暴力団等の排除)

第 条 甲は、第(次々)条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したとき、又は第9条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第 条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第 条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第 条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第 条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託事務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。(乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。)

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。(乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。)

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）